

# 群馬県地域防災計画

風水害・雪害対策編  
火山災害対策編  
事故災害対策編  
火災対策編

## 新旧対照表

(令和6年3月修正)

- ※ 誤字脱字の修正、表現の変更、書式の変更等の内容の変更を伴わない軽微な変更は、新旧対照表への記載を省略しています
- ※ 表の「頁」は修正前の頁を記載しています

頁	修正前	修正後																																
8	<p>総則 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="277 491 1137 836"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京ガスネットワーク(株) (群馬支社)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="277 932 1137 1417"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		東京ガスネットワーク(株) (群馬支社)	(略)	(略)		機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(略)	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	<p>総則 (略)</p> <p>第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 (略)</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1173 491 2033 836"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東京ガスネットワーク(株) (群馬<u>導管・設備センター</u>)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1173 932 2033 1417"> <thead> <tr> <th>機関名</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(福)群馬県社会福祉協議会</u></td> <td><u>1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。</u> <u>2 義援金品募集及び配分に関すること。</u> <u>3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。</u></td> </tr> </tbody> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		東京ガスネットワーク(株) (群馬 <u>導管・設備センター</u> )	(略)	(略)		機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(略)	<u>(福)群馬県社会福祉協議会</u>	<u>1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。</u> <u>2 義援金品募集及び配分に関すること。</u> <u>3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。</u>
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
(略)																																		
東京ガスネットワーク(株) (群馬支社)	(略)																																	
(略)																																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
(略)																																		
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(略)																																	
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
(略)																																		
東京ガスネットワーク(株) (群馬 <u>導管・設備センター</u> )	(略)																																	
(略)																																		
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																																	
(略)																																		
放送機関 群馬テレビ(株) (株)エフエム群馬	(略)																																	
<u>(福)群馬県社会福祉協議会</u>	<u>1 被災生活困窮者の生活の支援に関すること。</u> <u>2 義援金品募集及び配分に関すること。</u> <u>3 ボランティア活動の支援及び推進に関すること。</u>																																	

頁	修正前	修正後															
9	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="273 252 564 347"></td> <td data-bbox="564 252 1142 347"></td> </tr> </table>			<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 252 1460 347"></td> <td data-bbox="1460 252 2029 347"><u>4 災害福祉支援ネットワーク事務局の運営に関すること。</u></td> </tr> </table>		<u>4 災害福祉支援ネットワーク事務局の運営に関すること。</u>											
		<u>4 災害福祉支援ネットワーク事務局の運営に関すること。</u>															
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="273 352 564 448">土地改良区 (略)</td> <td data-bbox="564 352 1142 448">(略)</td> </tr> </table>	土地改良区 (略)	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 352 1460 448">土地改良区 (略)</td> <td data-bbox="1460 352 2029 448">(略)</td> </tr> </table>	土地改良区 (略)	(略)											
土地改良区 (略)	(略)																
土地改良区 (略)	(略)																
7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	7 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者																
<table border="1"> <tr> <th data-bbox="273 596 564 644">機関名</th> <th data-bbox="564 596 1142 644">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td data-bbox="273 644 564 692">(略)</td> <td data-bbox="564 644 1142 692"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 692 564 793">(福)群馬県共同 募金会</td> <td data-bbox="564 692 1142 793">1 義援金の募集及び<u>受付</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 793 564 841">(略)</td> <td data-bbox="564 793 1142 841"></td> </tr> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		(福)群馬県共同 募金会	1 義援金の募集及び <u>受付</u> に関すること。	(略)		<table border="1"> <tr> <th data-bbox="1169 596 1460 644">機関名</th> <th data-bbox="1460 596 2029 644">処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 644 1460 692">(略)</td> <td data-bbox="1460 644 2029 692"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 692 1460 793">(福)群馬県共同 募金会</td> <td data-bbox="1460 692 2029 793">1 義援金の募集及び<u>配分</u>に関すること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 793 1460 841">(略)</td> <td data-bbox="1460 793 2029 841"></td> </tr> </table>	機関名	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)		(福)群馬県共同 募金会	1 義援金の募集及び <u>配分</u> に関すること。	(略)	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																
(略)																	
(福)群馬県共同 募金会	1 義援金の募集及び <u>受付</u> に関すること。																
(略)																	
機関名	処理すべき事務又は業務の大綱																
(略)																	
(福)群馬県共同 募金会	1 義援金の募集及び <u>配分</u> に関すること。																
(略)																	
14	<p><b>第5節 過去の災害</b> (略)</p> <p><b>1 風水害</b> (略)</p> <p>(9) 平成21年(2009年)7月27日 館林市竜巻</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="300 1177 488 1225">概要</th> <th data-bbox="488 1177 1137 1225">(略)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="300 1225 488 1417"><u>前橋の極値</u></td> <td data-bbox="488 1225 1137 1417"><u>最低海面気圧7日04時54分981.8hPa、最大風速6日23時50分東12.6m/s、最大瞬間風速6日23時46分東南東27.1m/s、総降水量5日～7日153.5mm</u></td> </tr> </table>	概要	(略)	<u>前橋の極値</u>	<u>最低海面気圧7日04時54分981.8hPa、最大風速6日23時50分東12.6m/s、最大瞬間風速6日23時46分東南東27.1m/s、総降水量5日～7日153.5mm</u>	<p><b>第5節 過去の災害</b> (略)</p> <p><b>1 風水害</b> (略)</p> <p>(9) 平成21年(2009年)7月27日 館林市竜巻</p> <table border="1"> <tr> <th data-bbox="1196 1177 1384 1225">概要</th> <th data-bbox="1384 1177 2033 1225">(略)</th> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1196 1225 2033 1417"><u>(削除)</u></td> </tr> </table>	概要	(略)	<u>(削除)</u>								
概要	(略)																
<u>前橋の極値</u>	<u>最低海面気圧7日04時54分981.8hPa、最大風速6日23時50分東12.6m/s、最大瞬間風速6日23時46分東南東27.1m/s、総降水量5日～7日153.5mm</u>																
概要	(略)																
<u>(削除)</u>																	

頁	修正前										修正後													
15	被害		(略)										被害		(略)									
	(10) 平成 25 年 (2013 年) 9 月 13～16 日 台風第 18 号、太田市竜巻、みどり市・桐生市竜巻												(10) 平成 25 年 (2013 年) 9 月 13～16 日 台風第 18 号、太田市竜巻、みどり市・桐生市竜巻											
	概要		(略)										概要		(略)									
前橋の極値		<u>最低海面気圧 7 日 04 時 54 分 981.8hPa、最大風速 6 日 23 時 50 分 東 12.6m/s、最大瞬間風速 6 日 23 時 46 分 東南東 27.1m/s、総降水量 5 日～7 日 153.5mm</u>										前橋の極値		<u>最低海面気圧 16 日 11 時 40 分 985.0hPa、最大風速 16 日 06 時 12 分 東 13.1m/s、最大瞬間風速 16 日 05 時 33 分 東 23.1m/s、総降水量 15 日～16 日 119.5mm</u>										
被害		(略)										被害		(略)										
17	〈参 考〉直近の気象災害の概況(火山災害及び地震災害を除く。)												〈参 考〉直近の気象災害の概況(火山災害及び地震災害を除く。)											
	暦年	件数	死者(人)	行方不明(人)	負傷者(人)	住家被害(棟)					被害額(千円)	暦年	件数	死者(人)	行方不明(人)	負傷者(人)	住家被害(棟)					被害額(千円)		
						全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床上浸水							全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床上浸水			
	(略)												(略)											
3	<u>13</u>	0	0	<u>3</u>	0	0	7	0	4	1,142,155	3	<u>14</u>	0	0	<u>4</u>	0	0	7	0	4	1,142,155			
<u>(追加)</u>												<u>4 27 0 0 11 0 0 7 2 5 2,247,299</u>												

頁	修正前	修正後
23	<p>第1部 災害予防 (略)</p> <p>第1章 風水害・雪害に強い県土づくり (略)</p> <p>第1節 河川事業の推進 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>3</u> ダム整備事業の推進 (略)</p>	<p>第1部 災害予防 (略)</p> <p>第1章 風水害・雪害に強い県土づくり (略)</p> <p>第1節 河川事業の推進 (略)</p> <p><u>3 流域水害対策計画の推進</u> <u>河川管理者は、特定都市河川浸水被害対策法に基づき、特定都市河川流域に係る関係機関と流域水害対策協議会を設立し、流域水害対策計画を策定するとともに、計画に基づき対策を進めるものとする。</u></p> <p><u>4</u> ダム整備事業の推進 (略)</p>
28	<p>第5節 雪害の予防 (略)</p> <p>10 除雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第5節 雪害の予防 (略)</p> <p>10 <del>除</del>排雪（雪下ろしを含む）援助体制の整備 (略)</p> <p><u>(3) 県及び市町村は、道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の開発及び普及を図るよう適切な配慮をするものとする。</u></p>

頁	修正前	修正後
29	<p>11 県民に対する大雪時の留意事項の周知 (略)</p> <p>(1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。 (略)</p> <p>エ 自家用車の使用は極力避ける。 やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、<u>スクレーパー</u>、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。</p>	<p>11 県民に対する大雪時の留意事項の周知 (略)</p> <p>(1) 大雪時には、次のことに留意して行動する。 (略)</p> <p>エ 自家用車の使用は極力避ける。 やむを得ず車で外出する場合は、<u>スタッドレスタイヤ</u>・タイヤチェーン、携帯トイレ、スコップ、<u>砂</u>、飲食料及び毛布等を備えておくよう心掛ける。</p>
31	<p><b>第7節 建築物の安全性の確保</b> (略)</p> <p>5 盛土による災害防止 県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>	<p><b>第7節 建築物の安全性の確保</b> (略)</p> <p>5 盛土による災害防止 県（地域創生部、環境森林部、農政部、県土整備部）及び市町村は、盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、<u>宅地造成及び特定盛土等規制法などの</u>各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。また、県は、当該盛土について、対策が完了するまでの間に、市町村において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行うものとする。</p>
32	<p><b>第8節 ライフライン施設の機能確保</b> (略)</p> <p>2 防災体制の整備 ライフライン事業者は、防災計画を作成し、次により防災体制の整</p>	<p><b>第8節 ライフライン施設の機能確保</b> (略)</p> <p>2 防災体制の整備 ライフライン事業者は、防災<u>業務</u>計画を作成し、次により防災体制</p>

頁	修正前	修正後
	備を図るものとする。	の整備を図るものとする。
34	<p><b>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b></p> <p>災害時の備えとして、県、市町村及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。</p> <p>災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。</p>	<p><b>第2章 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え</b></p> <p>災害時の備えとして、県、市町村及びその他防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。その上で、災害が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、迅速かつ円滑に災害応急対策を実施し、被害を未然に防止し、又は最小限に抑える必要がある。</p> <p><u>また、県及び市町村は、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p>災害応急対策としては、まず災害発生直前又は発生するおそれがある場合の警報等の伝達、水防等の災害未然防止活動、広域避難、避難誘導等の対策があり、発生後は機動的な初動調査の実施等被害状況の把握、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、被害の拡大の防止、二次災害の防止、人命の救助・救急・医療活動を進めることとなる。さらに、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮</p>

頁	修正前	修正後
		<p>設住宅等の提供、広域避難収容活動、必要な生活支援(食料、水等の供給)を行う。</p>
38	<p><b>第1節 避難誘導體制の整備</b> (略)</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応</p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>	<p><b>第1節 避難誘導體制の整備</b> (略)</p> <p>7 新型コロナウイルス感染症を含む感染症への対応</p> <p>県及び保健所設置市の保健所は、<u>新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、平常時から、防災担当部局との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u>また、市町村防災担当部局との連携の下、自宅療養者等の避難の確保に向けた具体的な検討・調整を行うとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努めるものとする。</p>
43	<p><b>第3節 災害未然防止活動体制の整備</b> (略)</p> <p>5 鉄道の安全運行体制の整備</p> <p>鉄道事業者は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県(交通政策課)及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。</p>	<p><b>第3節 災害未然防止活動体制の整備</b> (略)</p> <p>5 鉄道の安全運行体制の整備</p> <p>鉄道事業者は、台風の接近・上陸時等における安全確保のための計画的な運転の休止に備え、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村への情報提供の仕方などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ策定しておくとともに、県(<u>交通イノベーション推進課</u>)及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。</p>



頁	修正前	修正後
45	<p><b>第5節 情報の収集・連絡体制の整備</b>                      (略)</p> <p>3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備                      (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>第5節 情報の収集・連絡体制の整備</b>                      (略)</p> <p>3 情報収集・連絡に係る初動体制の整備                      (略)</p> <p><u>(6) 県(危機管理課)は、発災時に安否不明者(行方不明者となる疑いのある者)の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>
46	<p>5 情報の分析整理                      (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>5 情報の分析整理                      (略)</p> <p><u>〈関係資料〉資料編25-1 群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン</u></p>
47	<p><b>第6節 通信手段の確保</b>                      (略)</p> <p>3 代替通信手段の確保                      (略)</p> <p>イ 国及び他都道府県との無線系通信手段                      (ア) 中央防災無線(～中央省庁)</p> <p>(略)</p>	<p><b>第6節 通信手段の確保</b>                      (略)</p> <p>3 代替通信手段の確保                      (略)</p> <p>イ 国及び他都道府県との無線系通信手段                      (ア) 中央防災無線(～中央省庁、<u>他都道府県</u>)</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
48	<p>6 通信訓練への参加</p> <p>県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。</p>	<p>6 通信訓練への参加</p> <p>県(危機管理課)、市町村その他防災関係機関は、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟、<u>平常時からの連携体制の構築</u>等に向け、他の防災関係機関との連携による通信訓練(防災訓練の際に実施されるものを含む。)への積極的な参加に努めるものとする。</p>
56	<p><b>第9節 防災中枢機能等の確保</b> (略)</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任</p> <p>県、市町村、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>3 災害活動拠点等の整備 (略)</p> <p>(2) 県及び市町村は、道路及び都市公園等に県域を超える<u>支援を行う</u>ための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。</p>	<p><b>第9節 防災中枢機能等の確保</b> (略)</p> <p>2 災害応急対策に当たる機関の責任</p> <p>県、市町村、公共機関及び救急医療を担う医療機関等災害応急対策に当たる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、<u>コージェネレーションシステム</u>、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備及び十分な期間の(最低3日間)の発電が可能となるよう燃料等の確保を図り、停電時等でも利用可能なものとするよう努めるものとする。</p> <p>3 災害活動拠点等の整備 (略)</p> <p>(2) 県及び市町村は、道路及び都市公園等に県域を超え<u>た応援を受ける</u>ための広域防災拠点や被災市町村を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。</p>

頁	修正前	修正後
65	<p><b>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備</b>                      (略)</p> <p>9 燃料の確保                      (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第 11 節 緊急輸送活動体制の整備</b>                      (略)</p> <p>9 燃料の確保                      (略)</p> <p><u>10 緊急通行車両の事前確認</u></p> <p><u>(1) 趣旨</u></p> <p><u>知事(危機管理課)又は県公安委員会(警察本部、警察署)は、一般車両の通行を制限し、緊急通行車両の通行を優先することによって災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策基本法施行令第 33 条第 2 項の規定に基づき、緊急通行車両の確認を災害発生時等よりも前に行えるものとする。</u></p> <p><u>災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する指定行政機関等(指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他防災関係機関)は、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るため、可能な限り緊急通行車両の確認を事前に受けるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2) 確認手続</u></p> <p><u>緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 申出者 当該車両の使用者</u></p> <p><u>イ 申出書の様式 第 2 部第 6 章第 3 節の別記様式 1</u></p> <p><u>ウ 申出書の添付書類 (ア) 自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し</u></p> <p><u>(イ) 災害応急対策等を実施するため</u></p>

頁	修正前	修正後
		<p><u>の車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>(ウ) 災害対策基本法第 50 条第 2 項に規定する指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>エ 受付窓口</u> 県…総務部危機管理課 公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課</p> <p><u>オ 交付物件</u> (ア) 緊急通行車両確認証明書(第 2 部第 6 章第 3 節の別記様式 2) (イ) 標章(第 2 部第 6 章第 3 節の別記様式 3)</p> <p><u>カ 確認処理簿</u> 第 2 部第 6 章第 3 節の別記様式 4 の例による。</p>
67	<p>第 12 節 避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>2 指定避難所 (略)</p> <p>(4) 指定避難所における生活環境の確保 (略)</p> <p>イ 市町村は、<u>市町村は</u>、指定避難所において貯水槽、井戸、仮</p>	<p>第 12 節 避難の受入体制の整備 (略)</p> <p>2 指定避難所 (略)</p> <p>(4) 指定避難所における生活環境の確保 (略)</p> <p>イ 市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、</p>

頁	修正前	修正後
68	<p>設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能</p>	<p>マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。</p> <p>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努め、必要に応じて電力容量の拡大に努めるものとする。</p> <p><u>加えて、高温や低温の環境下での避難者の健康と快適な避難生活を実現するために、停電対応型空調を検討する。</u></p> <p>(略)</p> <p>エ 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(7) 福祉避難所</p> <p>(略)</p> <p>イ 市町村は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けられる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能</p>

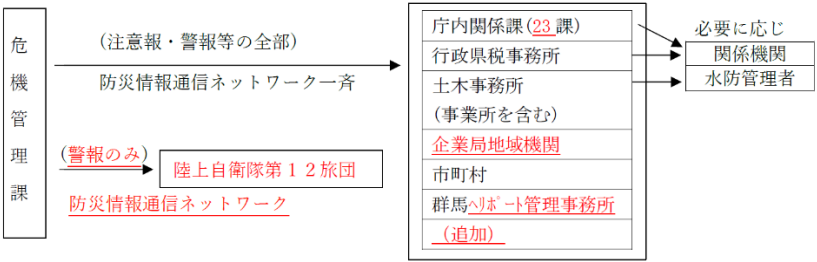
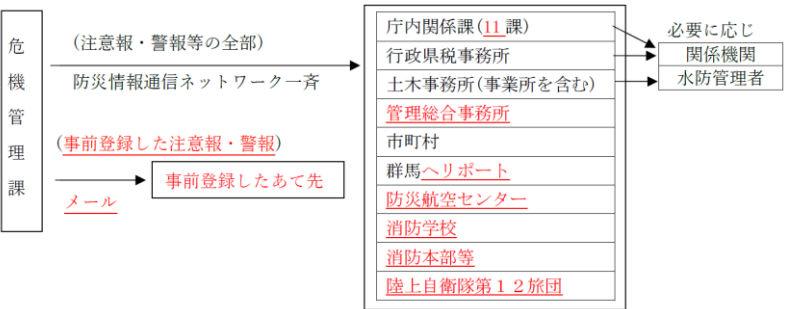
頁	修正前	修正後
	<p>な限り確保されるものを指定するものとする。</p>	<p>な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p>
72	<p>第14節 広報・広聴体制の整備 (略) <u>(追加)</u></p> <p><u>3</u> 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 (略)</p>	<p>第14節 広報・広聴体制の整備 (略) <u>3</u> 障害者への情報伝達体制等の整備 <u>県及び市町村は、障害の種類及び程度に応じて障害者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u> <u>また、障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実にを行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p><u>4</u> 災害時外国人支援情報コーディネーターの育成 (略)</p>
82	<p>第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第3節 県民の防災活動の環境整備 (略) 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p>	<p>第3章 県民等の防災活動の促進 (略) 第3節 県民の防災活動の環境整備 (略) 2 災害時におけるボランティア活動の環境整備</p>

頁	修正前	修正後
83	<p>県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（追加）</u></p> <p>（3）（略）</p> <p>（4）（略）</p>	<p>県及び市町村は、災害時におけるボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成等に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアや<u>災害</u>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制を確立するものとする。</p> <p>（略）</p> <p><u>（3） 災害中間支援組織の育成・機能強化</u></p> <p><u>県（県民活動支援・広聴課）は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、県域において活動を行う災害中間支援組織の育成・機能強化に努めるとともに、当該災害中間支援組織との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>（4） 災害ボランティアセンター設置団体との連携</u></p> <p><u>県（県民活動支援・広聴課）及び市町村は、災害ボランティアセンター設置団体（社会福祉協議会等）との役割分担等をあらかじめ定めるよう努めるものとする。</u></p> <p><u>また、市町村は、特に災害ボランティアセンターの設置予定場所について、市町村地域防災計画に明記する、相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努めるものとする。</u></p> <p>（5）（略）</p> <p>（6）（略）</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(5) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理</p> <p>県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、<u>地方公共団体は</u>、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>	<p>(7) 緊密な連携による災害廃棄物及び堆積土砂の処理</p> <p>県（県民活動支援・広聴課、廃棄物・リサイクル課、砂防課）及び市町村は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、災害ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。</p>
87	<p><b>第4章 要配慮者対策</b></p> <p><b>第1節 要配慮者対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努め</p>	<p><b>第4章 要配慮者対策</b></p> <p><b>第1節 要配慮者対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成並びに更新</p> <p>(略)</p> <p>(3) 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。<u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災</p>



頁	修正前	修正後
88	<p>るものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (略)</p> <p>(2) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p><u>(4) 市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p> <p>2 避難行動要支援者の避難支援体制の整備 (略)</p> <p>(2) 市町村は、市町村地域防災計画に定めるところにより、消防機関、県警察、民生委員・児童委員、福祉専門職、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、当該市町村の条例の定めがある場合には、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から</u>、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(5) 県は、市町村における個別避難計画に係る取組に関して、事例や留意点などの提示、研修会の実施等の取組を通じた支援に努めるものとする。</u></p>

頁	修正前	修正後
98	<p><b>第2部 災害応急対策</b> (略)</p> <p><b>第1章 災害発生直前の対策</b> (略)</p> <p><b>第1節 警報等の伝達</b> 前橋地方気象台、県(総務部、県土整備部)、市町村、 その他の防災関係機関</p> <p>(略)</p>	<p><b>第2部 災害応急対策</b> (略)</p> <p><b>第1章 災害発生直前の対策</b> (略)</p> <p><b>第1節 警報等の伝達</b> 前橋地方気象台、県(総務部、<u>知事戦略部</u>、県土整備部)、 市町村、その他の防災関係機関</p> <p>(略)</p>
106	<p>9 気象情報の伝達系統 (略)</p> <p>(2) 県危機管理課からの通報伝達系統(詳細)</p> <p>① 勤務時間内</p> 	<p>9 気象情報の伝達系統 (略)</p> <p>(2) 県危機管理課からの通報伝達系統(詳細)</p> <p>① 勤務時間内</p> 

頁	修正前	修正後
	<p>② 勤務時間外</p>	<p>② 勤務時間外</p>
107	<p>10 住民等に対する気象情報等の周知</p> <p>(略)</p> <p>(5) 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際には、あらかじめ作成した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行うものとする。</p>	<p>10 住民等に対する気象情報等の周知</p> <p>(略)</p> <p>(5) 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、事故や列車の駅間停車、駅での混乱等を防ぐほか、利用者の早期帰宅の促進、不要不急の外出の抑制、イベントの休止や早期切り上げ等社会的な安全確保の観点から、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、その際には、あらかじめ作成した情報提供タイムラインに基づき、利用者及び関係機関等への情報提供を適切に行うものとする。</p>

頁	修正前	修正後
	<p>また、県（<u>交通政策課</u>）は、鉄道事業者から計画運休の連絡を受けた場合は、関係部署及び市町村等の関係機関に情報提供するものとする。</p>	<p>また、県（<u>交通イノベーション推進課</u>）は、鉄道事業者から計画運休の連絡を受けた場合は、関係部署及び市町村等の関係機関に情報提供するものとする。</p>
108	<p><b>第2節 避難誘導</b></p> <p>市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、消防機関、県警察、県（総務部、県土整備部）、自衛隊、自主防災組織、運送事業者</p> <p>（略）</p>	<p><b>第2節 避難誘導</b></p> <p>市町村、指定行政機関、指定地方行政機関、消防機関、県警察、県（<u>知事戦略部</u>、総務部、県土整備部）、自衛隊、自主防災組織、運送事業者</p> <p>（略）</p>
111	<p>4 避難者の運送の要請</p> <p>(1) 県（危機管理課、<u>交通政策課</u>）は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。</p> <p>(2) 県（危機管理課、<u>交通政策課</u>）は、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）が正当な理由がないのに(1)の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p>	<p>4 避難者の運送の要請</p> <p>(1) 県（危機管理課、<u>交通イノベーション推進課</u>）は、避難者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、避難者の運送を要請するものとする。</p> <p>(2) 県（危機管理課、<u>交通イノベーション推進課</u>）は、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）が正当な理由がないのに(1)の要請に応じないときは、避難者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p>

頁	修正前	修正後
114	<p><b>第3節 広域避難</b> (略)</p> <p>5 広域避難の実施について</p> <p>(1) 県(危機管理課・<u>交通政策課</u>)、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p>	<p><b>第3節 広域避難</b> (略)</p> <p>5 広域避難の実施について</p> <p>(1) 県(危機管理課・<u>交通イノベーション推進課</u>)、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。</p>
117	<p><b>第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</b> (略)</p> <p><b>第1節 災害情報の収集・連絡</b> (略)</p> <p>1 災害情報の収集 (略)</p> <p>(3) 市町村における災害情報の収集 市町村は、その地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。 特に、安否不明者 <u>(行方不明者となる疑いのある者)</u> の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものと</p>	<p><b>第2章 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保</b> (略)</p> <p><b>第1節 災害情報の収集・連絡</b> (略)</p> <p>1 災害情報の収集 (略)</p> <p>(3) 市町村における災害情報の収集 市町村は、その地域防災計画の定めるところに従い災害情報を収集するものとする。 特に、安否不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、市町村は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で安否不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。 市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものと</p>

頁	修正前	修正後																												
118	<p>する。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="275 443 1140 689"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な被害区分</th> <th rowspan="2">第一次的な情報収集機関</th> <th colspan="2">県の担当部署</th> </tr> <tr> <th>地域機関</th> <th>県庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>鉄道事業者</td> <td></td> <td><u>交通政策課</u></td> </tr> </tbody> </table>	主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署		地域機関	県庁	(略)				鉄道	鉄道事業者		<u>交通政策課</u>	<p>する。 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1171 443 2036 689"> <thead> <tr> <th rowspan="2">主な被害区分</th> <th rowspan="2">第一次的な情報収集機関</th> <th colspan="2">県の担当部署</th> </tr> <tr> <th>地域機関</th> <th>県庁</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">(略)</td> </tr> <tr> <td>鉄道</td> <td>鉄道事業者</td> <td></td> <td><u>交通イノベーション推進課</u></td> </tr> </tbody> </table>	主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署		地域機関	県庁	(略)				鉄道	鉄道事業者		<u>交通イノベーション推進課</u>
主な被害区分	第一次的な情報収集機関			県の担当部署																										
		地域機関	県庁																											
(略)																														
鉄道	鉄道事業者		<u>交通政策課</u>																											
主な被害区分	第一次的な情報収集機関	県の担当部署																												
		地域機関	県庁																											
(略)																														
鉄道	鉄道事業者		<u>交通イノベーション推進課</u>																											
126	<p>4 その他 (略) (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。</p>	<p>4 その他 (略) (4) 「文教施設」とは、幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校における教育の用に供する施設。</p>																												
128	<p><b>第2節 通信手段の確保</b> (略) 3 電気通信事業者による通信障害に関する情報の共有及び重要通信の確保 電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施</p>	<p><b>第2節 通信手段の確保</b> (略) 3 電気通信事業者による通信障害に関する情報の共有及び重要通信の確保 電気通信事業者は、被害により電話が不通になるなど、通信障害が発生したときは、あらかじめ定める計画に従い、迅速に復旧を行うものとし、併せて、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施</p>																												

頁	修正前	修正後
	<p>設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有するものとする。</p> <p>また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、県、市町村等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。</p> <p>4 災害時優先電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するためにNTT電話サービスであらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。</p>	<p>設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するものとする。</p> <p>また、輻輳によって電話が通じにくくなったときは、災害応急対策が迅速に行われるよう、一般の通話を制限して、県、市町村等防災関係機関の重要通信を確保するものとする。</p> <p>4 災害時優先電話の利用</p> <p>防災関係機関は、災害時の救援、復旧等に必要な重要通信を確保するために東日本電信電話(株)群馬支店及び(株)NTTドコモ群馬支店等の電気通信事業者であらかじめ登録された災害時優先電話を利用し、通信手段の確保・運用を行うものとする。</p>
130	<p><b>第3章 活動体制の確立</b> (略)</p> <p><b>第1節 災害対策本部の設置</b> (略)</p> <p>1 設置の決定</p> <p>知事は、次のいずれかに該当するときは、群馬県災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の設置を決定する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1)</u> 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。</p>	<p><b>第3章 活動体制の確立</b> (略)</p> <p><b>第1節 災害対策本部の設置</b> (略)</p> <p>1 設置の決定</p> <p>知事は、次のいずれかに該当するときは、群馬県災害対策本部(以下この節において「災害対策本部」という。)の設置を決定する。</p> <p><u>(1) 県内に特別警報が発表されたとき。</u></p> <p><u>(2)</u> 県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害について災害救助法(昭和22年法律第118号)を適用したとき。</p>

頁	修正前	修正後												
131	<p>(2) <u>次の場合で知事が必要と認めたとき。</u></p> <p><u>ア 県内に気象警報又は特別警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応が必要な場合。</u></p> <p><u>イ 気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について知事による指揮が望ましい場合。</u></p> <p>(略)</p> <p>10 保健医療福祉調整本部の設置</p> <p>大規模災害が発生した場合には、保健医療福祉調整本部を設置し、災害対策に係る保健医療活動の総合調整を行うものとする。</p>	<p>(3) <u>気象警報又は特別警報の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、全庁的な対応を行うため、知事が必要と認めたとき。</u></p> <p>(略)</p> <p>10 保健医療福祉調整本部の設置</p> <p>大規模災害が発生した場合には、保健医療福祉調整本部を設置し、災害対策に係る保健医療<u>福祉</u>活動の総合調整を行うものとする。</p>												
135	<p><b>第2節 災害対策本部の組織</b></p> <p>(略)</p> <p>1 災害対策本部の組織編成</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="277 1217 1140 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="277 1217 710 1265">部</th> <th data-bbox="710 1217 1140 1265">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="277 1265 1140 1313">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 1313 710 1412">知事戦略部</td> <td data-bbox="710 1313 1140 1412">知事戦略総務班、広報班、情報通信ネットワーク班、知事戦略応</td> </tr> </tbody> </table>	部	班	(略)		知事戦略部	知事戦略総務班、広報班、情報通信ネットワーク班、知事戦略応	<p><b>第2節 災害対策本部の組織</b></p> <p>(略)</p> <p>1 災害対策本部の組織編成</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1173 1217 2036 1412"> <thead> <tr> <th data-bbox="1173 1217 1606 1265">部</th> <th data-bbox="1606 1217 2036 1265">班</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1173 1265 2036 1313">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1173 1313 1606 1412">知事戦略部</td> <td data-bbox="1606 1313 2036 1412">知事戦略総務班、広報班、情報通信ネットワーク班、<u>交通対策班、</u></td> </tr> </tbody> </table>	部	班	(略)		知事戦略部	知事戦略総務班、広報班、情報通信ネットワーク班、 <u>交通対策班、</u>
部	班													
(略)														
知事戦略部	知事戦略総務班、広報班、情報通信ネットワーク班、知事戦略応													
部	班													
(略)														
知事戦略部	知事戦略総務班、広報班、情報通信ネットワーク班、 <u>交通対策班、</u>													



頁	修正前			修正後		
137	援班			知事戦略応援班		
	(略)			(略)		
	県土整備部	県土整備総務班、 <u>交通対策班</u> 、道路対策班、河川水防班、砂防班、施設対策班、被災宅地建物班、住宅対策班、下水道班、県土整備応援班		県土整備部	県土整備総務班、道路対策班、河川水防班、砂防班、施設対策班、被災宅地建物班、住宅対策班、下水道班、県土整備応援班	
	(略)			(略)		
	(略)			(略)		
	4 災害対策本部内の事務分掌			4 災害対策本部内の事務分掌		
	(略)			(略)		
	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
	(略)			(略)		
	知事戦略部 (略)	(略)		知事戦略部 (略)	(略)	
情報通信ネットワーク班 (略)		(略)	情報通信ネットワーク班 (略)		(略)	
<u>(追加)</u>		<u>交通対策班</u> <u>(*交通イノベーション推進課長)</u>	<u>1 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること。</u> <u>2 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関すること。</u>			

頁	修正前			修正後		
138		知事戦略応援班 (略)	(略)		知事戦略応援班 (略)	(略)
	(略)			(略)		
	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
	健康福祉部 (略)	健康福祉総務班 (略)  (略) 健康福祉応援班 (*監査指導課長) (国保援護課長) <u>(ワクチン接種推進課長)</u> <u>(県営ワクチン接種センター運営課長)</u>	(略) 4 保健医療調整本部の 設置・運営に関するこ と。 (略)	健康福祉部 (略)	健康福祉総務班 (略)  (略) 健康福祉応援班 (*監査指導課長) (国保援護課長) <u>(削除)</u>	(略) 4 保健医療 <u>福祉</u> 調整本 部の設置・運営に関する こと。 (略)
(略)			(略)			

頁	修正前			修正後								
139	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="268 344 524 443">部 (部長相当職)</th> <th data-bbox="524 344 788 443">班 (班長等相当職)</th> <th data-bbox="788 344 1146 443">分掌事務</th> </tr> </thead> </table>			部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1164 344 1420 443">部 (部長相当職)</th> <th data-bbox="1420 344 1684 443">班 (班長等相当職)</th> <th data-bbox="1684 344 2042 443">分掌事務</th> </tr> </thead> </table>			部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務
	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務									
	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務									
	(略)			(略)								
産業経済部 (略)	(略) 産業経済応援班 (* 未来投資・デジタル産業課長) (労働政策課長) <u>( イベント産業振興課長 )</u> ( e スポーツ・新コンテンツ創出課長 ) (労働委員会事務局長)		産業経済部 (略)	(略) 産業経済応援班 (* 未来投資・デジタル産業課長) (労働政策課長) <u>( 削除 )</u> ( e スポーツ・新コンテンツ創出課長 ) (労働委員会事務局長)								
県土整備部 (略)	(略) <u>交通対策班</u> (*交通政策課長)	<u>1 公共交通機関に係る災害情報の収集に関すること。</u> <u>2 公共交通機関に対する緊急輸送の協力の要請に関すること。</u> <u>3 群馬ヘリポートの供</u>	県土整備部 (略)	(略) <u>( 削除 )</u>								

頁	修正前			修正後																																																														
140			<u>用に関すること。</u>																																																															
	(略)			(略)																																																														
147	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="259 491 524 590">部 (部長相当職)</th> <th data-bbox="524 491 788 590">班 (班長等相当職)</th> <th data-bbox="788 491 1155 590">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="259 590 524 638">県土整備部</td> <td colspan="2" data-bbox="524 590 1155 638">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 638 524 686">(略)</td> <td data-bbox="524 638 788 686">施設対策班</td> <td data-bbox="788 638 1155 686">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 686 788 734"><u>(追加)</u></td> <td data-bbox="788 686 1155 734"><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="524 734 788 782">(*都市計画課長)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="524 782 1155 829">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="259 829 1155 877">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	県土整備部	(略)		(略)	施設対策班	(略)		<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>		(*都市計画課長)			(略)		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="524 491 788 590">部 (部長相当職)</th> <th data-bbox="788 491 1155 590">班 (班長等相当職)</th> <th data-bbox="1155 491 2042 590">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="524 590 788 638">県土整備部</td> <td colspan="2" data-bbox="788 590 2042 638">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="524 638 788 686">(略)</td> <td data-bbox="788 638 1155 686">施設対策班</td> <td data-bbox="1155 638 2042 686">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="788 686 1155 734"><u>(*都市整備課長)</u></td> <td data-bbox="1155 686 2042 734"><u>4 群馬ヘリポートの供</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="788 734 1155 782">(都市計画課長)</td> <td data-bbox="1155 734 2042 782"><u>用に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="788 782 2042 829">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="524 829 2042 877">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	県土整備部	(略)		(略)	施設対策班	(略)		<u>(*都市整備課長)</u>	<u>4 群馬ヘリポートの供</u>		(都市計画課長)	<u>用に関すること。</u>		(略)		(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="788 491 1155 590">部 (部長相当職)</th> <th data-bbox="1155 491 1420 590">班 (班長等相当職)</th> <th data-bbox="1420 491 2042 590">分掌事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="788 590 1155 638">県土整備部</td> <td colspan="2" data-bbox="1155 590 2042 638">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="788 638 1155 686">(略)</td> <td data-bbox="1155 638 1420 686">施設対策班</td> <td data-bbox="1420 638 2042 686">(略)</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1155 686 1420 734"><u>(*都市整備課長)</u></td> <td data-bbox="1420 686 2042 734"><u>4 群馬ヘリポートの供</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1155 734 1420 782">(都市計画課長)</td> <td data-bbox="1420 734 2042 782"><u>用に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2" data-bbox="1155 782 2042 829">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" data-bbox="788 829 2042 877">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務	県土整備部	(略)		(略)	施設対策班	(略)		<u>(*都市整備課長)</u>	<u>4 群馬ヘリポートの供</u>		(都市計画課長)	<u>用に関すること。</u>		(略)		(略)		
	部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																															
県土整備部	(略)																																																																	
(略)	施設対策班	(略)																																																																
	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																																
	(*都市計画課長)																																																																	
	(略)																																																																	
(略)																																																																		
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																																
県土整備部	(略)																																																																	
(略)	施設対策班	(略)																																																																
	<u>(*都市整備課長)</u>	<u>4 群馬ヘリポートの供</u>																																																																
	(都市計画課長)	<u>用に関すること。</u>																																																																
	(略)																																																																	
(略)																																																																		
部 (部長相当職)	班 (班長等相当職)	分掌事務																																																																
県土整備部	(略)																																																																	
(略)	施設対策班	(略)																																																																
	<u>(*都市整備課長)</u>	<u>4 群馬ヘリポートの供</u>																																																																
	(都市計画課長)	<u>用に関すること。</u>																																																																
	(略)																																																																	
(略)																																																																		
147	<p><b>第3節 災害警戒本部等の設置</b> (略)</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>(1) 県内に気象警報<u>又は特別警報</u>が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。</p>			<p><b>第3節 災害警戒本部等の設置</b> (略)</p> <p>1 災害警戒本部の設置</p> <p>危機管理監は、災害対策本部が設置されない場合で、次のいずれかに該当し、必要と認めたときは、災害警戒本部を設置するものとする。</p> <p>(1) 県内に気象警報が発表され、相当規模の災害が発生し、又は発生するおそれがあり、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。</p>																																																														

頁	修正前	修正後
	<p>(2) 気象警報 <u>又は特別警報</u> の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。</p>	<p>(2) 気象警報の発表の有無にかかわらず、県内に災害が発生し、又は発生するおそれがあり、当該災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、その対応について関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要な場合。</p>
152	<p><b>第6節 広域応援の要請等</b> (略) <u>(追加)</u> 県は、必要に応じ、他の都道府県等に対し広域応援を要請するものとする。 (略)</p>	<p><b>第6節 広域応援の要請等</b> (略) <u>1 県が行う応援の要請</u> 県は、必要に応じ、他の都道府県等に対し広域応援を要請するものとする。 (略)</p>
153	<p>(4) 厚生労働省に対するDHEATによる応援の要請 県（健康福祉課）は、災害が発生し、保健医療福祉調整本部が設置され、県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、県内の保健所（保健福祉事務所）の相互支援では保健医療活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</p>	<p>(4) 厚生労働省に対するDHEATによる応援の要請 県（健康福祉課）は、災害が発生し、保健医療福祉調整本部が設置され、県外からの保健医療活動チームの受援調整が必要となるなど、県内の保健所（保健福祉事務所）の相互支援では保健医療 <u>福祉</u> 活動の総合調整が困難となることが予想される場合には、厚生労働省に全国の都道府県及び指定都市からのDHEATの応援派遣に関する調整を依頼する。</p>
156	<p>8 広域的な応援体制 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>8 広域的な応援体制 (略) <u>(2) 県の職員は、被災市町村に赴いた際には、災害対応の進捗状況等を的確に把握するとともに、その状況に応じて、被災市町</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>(2) (略)</p>	<p><u>村から積極的に人的支援ニーズを把握し、県との情報共有を図り、必要な職員の応援が迅速に行われるよう努めるものとする。</u></p> <p>(3) (略)</p>
167	<p><b>第5章 救助・救急及び医療活動</b> (略)</p> <p><b>第1節 救助・救急活動</b> (略)</p> <p>7 安否不明者の絞り込み</p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p><u>なお、県（危機管理課）は、発災時に安否不明者の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手續等について整理し、明確にしておくよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p><b>第5章 救助・救急及び医療活動</b> (略)</p> <p><b>第1節 救助・救急活動</b> (略)</p> <p>7 安否不明者の絞り込み</p> <p>市町村は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>県（危機管理課）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努めるものとする。</p> <p>(略)</p>
169	<p>(関係資料)資料編 8-1 (略)</p> <p>(略)</p>	<p>(関係資料)資料編 8-1 (略)</p> <p>(略)</p>

頁	修正前	修正後
	<u>(追加)</u>	<u>同 25-1 群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン</u>
171	<p><b>第2節 医療活動</b> (略)</p> <p>2 救護所の設置及び救護班の派遣 (略)</p> <p>(7) 県(医務課)は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本歯科医師会</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>	<p><b>第2節 医療活動</b> (略)</p> <p>2 救護所の設置及び救護班の派遣 (略)</p> <p>(7) 県(医務課)は、災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、<u>日本災害歯科支援チーム(JDAT)</u>、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たり、災害医療コーディネーター等は、県に対して適宜助言及び支援を行うものとする。その際、県は、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努めるものとする。</p>
176	<p><b>第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b> (略)</p> <p><b>第2節 交通の確保</b></p>	<p><b>第6章 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動</b> (略)</p> <p><b>第2節 交通の確保</b></p>

頁	修正前	修正後
	<p>県(県土整備部、総務部)、県警察、市町村、道路管理者、消防機関、自衛隊、鉄道事業者</p> <p>(略)</p>	<p>県(県土整備部、<u>知事戦略部</u>、総務部)、県警察、市町村、道路管理者、消防機関、自衛隊、鉄道事業者</p> <p>(略)</p>
178	<p>4 航空輸送の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 群馬ヘリポートの供用</p> <p>県(<u>交通政策課</u>)は、緊急輸送を行うヘリコプターの離着陸場として、「群馬ヘリポート」(前橋市下阿内町)の供用を行うものとする。</p>	<p>4 航空輸送の確保</p> <p>(略)</p> <p>(3) 群馬ヘリポートの供用</p> <p>県(<u>都市計画課</u>)は、緊急輸送を行うヘリコプターの離着陸場として、「群馬ヘリポート」(前橋市下阿内町)の供用を行うものとする。</p>
179	<p>(4) 航空機の運用調整等</p> <p>県(消防保安課)は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、国現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>また、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>さらに県(消防保安課)は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼し、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る</p>	<p>(4) 航空機の運用調整等</p> <p>県(消防保安課)は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動支援のための航空機及び無人航空機の運用に関し、国現地対策本部と連携して必要な調整を行うものとする。</p> <p>また、警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT等各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行うものとし、必要に応じ自衛隊による局地情報提供に関する調整を行うものとする。</p> <p>さらに県(消防保安課)は、<u>輻輳する航空機の安全確保及び航空機による災害応急対策活動の円滑化を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して航空情報(ノータム)の発行を依頼するものとする。また、無人航空機等の飛行から</u>災害応急対策</p>



頁	修正前	修正後
	<p>調整を行うものとする。</p> <p>5 鉄道交通の確保</p> <p>(1) 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県(交通政策課)に連絡するとともに応急復旧を行うものとする。</p> <p>(2) 県(交通政策課)は、鉄道施設の被害状況を早期に把握するものとする。</p> <p>(3) 県(交通政策課)は、活用可能なものから緊急輸送手段として使用できるよう、必要に応じ鉄道事業者に協力を要請するものとする。</p>	<p>に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼<u>するもの</u>とし、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</p> <p>5 鉄道交通の確保</p> <p>(1) 鉄道事業者は、その管理する鉄道施設等の被害状況について早急に把握し、県(交通イノベーション推進課)に連絡するとともに応急復旧を行うものとする。</p> <p>(2) 県(交通イノベーション推進課)は、鉄道施設の被害状況を早期に把握するものとする。</p> <p>(3) 県(交通イノベーション推進課)は、活用可能なものから緊急輸送手段として使用できるよう、必要に応じ鉄道事業者に協力を要請するものとする。</p>
180	<p><b>第3節 緊急輸送</b></p> <p>県(総務部、県土整備部)、県警察、その他の防災関係機関</p> <p>1 輸送手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 自動車の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 県(危機管理課、交通政策課)は、災害応急対策の実施の</p>	<p><b>第3節 緊急輸送</b></p> <p>県(総務部、<u>知事戦略部</u>、県土整備部)、県警察、その他の防災関係機関</p> <p>1 輸送手段の確保</p> <p>(略)</p> <p>(1) 自動車の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ 県(危機管理課、<u>交通イノベーション推進課</u>)は、災害応</p>

頁	修正前	修正後
181	<p>ため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>ウ 県（危機管理課、<u>交通政策課</u>）は、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）が正当な理由がないのにイの要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>（略）</p> <p>（２） 鉄道の確保</p> <p>県（<u>交通政策課</u>）及び市町村は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。</p> <p>（略）</p> <p>（４） 確認手続</p> <p>緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p>急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を要請する。</p> <p>ウ 県（危機管理課、<u>交通イノベーション推進課</u>）は、指定公共機関（運送事業者等）又は指定地方公共機関（運送事業者等）が正当な理由がないのにイの要請に応じないときは、災害応急対策の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送を行うべきことを指示する。</p> <p>（略）</p> <p>（２） 鉄道の確保</p> <p>県（<u>交通イノベーション推進課</u>）及び市町村は、自動車による輸送が困難な場合又は鉄道による輸送が効率的な場合は、鉄道による輸送を鉄道事業者に要請する。</p> <p>（略）</p> <p>（４） 確認手続</p> <p>緊急通行車両の確認の手続は、次のとおりとする。</p> <p>ア （略）</p> <p>イ （略）</p> <p><u>ウ 申出書の添付書類 （ア）自動車検査証又は軽自動車届出済証の写し</u></p> <p><u>（イ）災害応急対策等を実施するため</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p><u>ウ</u> (略)</p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>の車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>エ</u> (略)</p> <p><u>オ</u> (略)</p> <p><u>カ</u> (略)</p> <p><u>(5) 変更手続</u></p> <p><u>緊急通行車両確認証明書及び標章の記載事項に変更が生じたときの手続きは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 申出者</u> 当該車両の使用者</p> <p><u>イ 申出書の様式</u> 別記様式5</p> <p><u>ウ 申出書の添付書類</u> (ア) 交付を受けた緊急通行車両確認証明書及び標章</p> <p><u>(イ) 変更した事項を確かめるに足りる書類</u></p> <p><u>エ 受付窓口</u> 県…各行政県税事務所又は総務部危機管理課</p> <p><u>公安委員会…各警察署交通課又は警察本部交通規制課</u></p> <p><u>オ 交付物件</u> (ア) 書換え後の緊急通行車両確認証明書(別記様式2)</p> <p><u>(イ) 書換え後の標章(別記様式3)</u></p> <p><u>カ 確認処理簿</u> 別記様式4の例による。</p> <p><u>(6) 再交付手続</u></p>
	<p><u>(追加)</u></p>	

頁	修正前	修正後
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付が生じたときの</u> <u>手続きは、次のとおりとする。</u></p> <p><u>ア 申出者</u> _____ <u>当該車両の使用者</u></p> <p><u>イ 申出書の様式</u> _____ <u>別記様式 6</u></p> <p><u>ウ 申出書の添付書類</u> (ア) <u>交付を受けた緊急通行車両確認</u> <u>証明書及び標章で残存するも</u> <u>の</u></p> <p><u>エ 受付窓口</u> _____ <u>県…各行政県税事務所又は総務部危</u> <u>機管理課</u> <u>公安委員会…各警察署交通課又は警</u> <u>察本部交通規制課</u></p> <p><u>オ 交付物件</u> _____ (ア) <u>緊急通行車両確認証明書(別記様</u> <u>式 2)</u> <u>(イ) 標章(別記様式 3)</u></p> <p><u>カ 確認処理簿</u> _____ <u>別記様式 4 の例による。</u></p> <p><u>(7) 返納手続</u></p> <p><u>緊急通行車両確認証明書及び標章の交付を受けた者は、次の</u> <u>いずれかに該当することとなったときは、交付を受けた窓口</u> <u>(県、公安委員会)に緊急通行車両確認証明書及び標章を速や</u> <u>かに返納するものとする。(ウ)の場合においては、発見し、又</u> <u>は回復した緊急通行車両確認証明書及び標章を返納する。</u></p> <p><u>(ア) 災害応急対策を実施するための車両として使用される</u> <u>ものでなくなったとき</u></p> <p><u>(イ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の有効期限が到来し</u></p>

頁	修正前	修正後																																								
183	<p>様式 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両<u>使用</u>申出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">_____ 様</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申出者 <u>(住所又は所在地)</u> <u>(氏名又は団体名)</u> <u>(電話番号)</u></td> </tr> <tr> <td style="width: 50%;"><u>車両の登録番号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>通行日時</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>通行経路</u></td> <td style="text-align: center;">出発地                  目的地</td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	年 月 日		緊急通行車両 <u>使用</u> 申出書		_____ 様		申出者 <u>(住所又は所在地)</u> <u>(氏名又は団体名)</u> <u>(電話番号)</u>		<u>車両の登録番号</u>		車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)		<u>通行日時</u>		<u>通行経路</u>	出発地                  目的地	備 考		<p style="text-align: center;"><u>たとき</u> <u>(ウ) 緊急通行車両確認証明書及び標章の再交付を受けた場合において、亡失した緊急通行車両確認証明書及び標章を発見し、又は回復したとき</u></p> <p>様式 1</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><u>知事・公安委員会 殿</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両<u>確認</u>申出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申出者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u></td> </tr> <tr> <td><u>番号標に表示されている番号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)</td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>活 動 地 域</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>車 両 の 使 用 者</u></td> <td><u>住 所</u>                  (   ) 局 番</td> </tr> <tr> <td><u>氏 名 又 は 名 称</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2"><u>緊 急 輸 送 先</u></td> <td><u>住 所</u>                  (   ) 局 番</td> </tr> <tr> <td><u>氏 名</u></td> </tr> <tr> <td>備 考</td> <td></td> </tr> </table>	年 月 日		<u>知事・公安委員会 殿</u>		緊急通行車両 <u>確認</u> 申出書		申出者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u>		<u>番号標に表示されている番号</u>		車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)		<u>活 動 地 域</u>		<u>車 両 の 使 用 者</u>	<u>住 所</u> (   ) 局 番	<u>氏 名 又 は 名 称</u>	<u>緊 急 輸 送 先</u>	<u>住 所</u> (   ) 局 番	<u>氏 名</u>	備 考	
年 月 日																																										
緊急通行車両 <u>使用</u> 申出書																																										
_____ 様																																										
申出者 <u>(住所又は所在地)</u> <u>(氏名又は団体名)</u> <u>(電話番号)</u>																																										
<u>車両の登録番号</u>																																										
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)																																										
<u>通行日時</u>																																										
<u>通行経路</u>	出発地                  目的地																																									
備 考																																										
年 月 日																																										
<u>知事・公安委員会 殿</u>																																										
緊急通行車両 <u>確認</u> 申出書																																										
申出者 <u>住 所</u> <u>氏 名</u>																																										
<u>番号標に表示されている番号</u>																																										
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)																																										
<u>活 動 地 域</u>																																										
<u>車 両 の 使 用 者</u>	<u>住 所</u> (   ) 局 番																																									
	<u>氏 名 又 は 名 称</u>																																									
<u>緊 急 輸 送 先</u>	<u>住 所</u> (   ) 局 番																																									
	<u>氏 名</u>																																									
備 考																																										

頁	修正前	修正後																								
	<p>様式 2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">                     第 号                      年 月 日                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     緊急通行車両確認証明書                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     知 事 印                      公安委員会 印                 </td> </tr> <tr> <td> <u>車両の登録番号</u> </td> </tr> <tr> <td>                     車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)                 </td> </tr> <tr> <td> <u>使 用 者</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>住所又は所在地</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>氏名又は団体名</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>電 話 番 号</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>通 行 日 時</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>通 行 経 路</u> </td> </tr> <tr> <td>                     出発地      目的地                 </td> </tr> <tr> <td>                     備 考                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第 号 年 月 日	緊急通行車両確認証明書	知 事 印 公安委員会 印	<u>車両の登録番号</u>	車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)	<u>使 用 者</u>	<u>住所又は所在地</u>	<u>氏名又は団体名</u>	<u>電 話 番 号</u>	<u>通 行 日 時</u>	<u>通 行 経 路</u>	出発地      目的地	備 考	<p>様式 2</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">                     第 号                      年 月 日                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     緊急通行車両確認証明書                 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">                     知 事 印                      公安委員会 印                 </td> </tr> <tr> <td> <u>番号標に表示されている番号</u> </td> </tr> <tr> <td>                     車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)                 </td> </tr> <tr> <td> <u>活 動 地 域</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>車両の使用者</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>住 所</u>      (   ) 局 番                 </td> </tr> <tr> <td> <u>氏名又は名称</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>有 効 期 限</u> </td> </tr> <tr> <td>                     備 考                 </td> </tr> </table> <p>(略)</p>	第 号 年 月 日	緊急通行車両確認証明書	知 事 印 公安委員会 印	<u>番号標に表示されている番号</u>	車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)	<u>活 動 地 域</u>	<u>車両の使用者</u>	<u>住 所</u> (   ) 局 番	<u>氏名又は名称</u>	<u>有 効 期 限</u>	備 考
第 号 年 月 日																										
緊急通行車両確認証明書																										
知 事 印 公安委員会 印																										
<u>車両の登録番号</u>																										
車両の用途(緊急輸送にあつては輸送人員又は品名)																										
<u>使 用 者</u>																										
<u>住所又は所在地</u>																										
<u>氏名又は団体名</u>																										
<u>電 話 番 号</u>																										
<u>通 行 日 時</u>																										
<u>通 行 経 路</u>																										
出発地      目的地																										
備 考																										
第 号 年 月 日																										
緊急通行車両確認証明書																										
知 事 印 公安委員会 印																										
<u>番号標に表示されている番号</u>																										
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名)																										
<u>活 動 地 域</u>																										
<u>車両の使用者</u>																										
<u>住 所</u> (   ) 局 番																										
<u>氏名又は名称</u>																										
<u>有 効 期 限</u>																										
備 考																										

頁	修正前	修正後																				
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>様式 5</u></p> <table border="1" data-bbox="1321 295 1904 1045"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">知事・公安委員会 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">申出者 住 所 氏 名</td> </tr> <tr> <td style="width: 70%;"><u>番号標に表示されている番号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>標 章 ・ 証 明 書 番 号</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>交 付 年 月 日</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>変 更 の 内 容</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>変 更 の 理 由</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>備 考</u></td> <td></td> </tr> </table>	年 月 日		知事・公安委員会 殿		緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書		申出者 住 所 氏 名		<u>番号標に表示されている番号</u>		<u>標 章 ・ 証 明 書 番 号</u>		<u>交 付 年 月 日</u>		<u>変 更 の 内 容</u>		<u>変 更 の 理 由</u>		<u>備 考</u>	
年 月 日																						
知事・公安委員会 殿																						
緊急通行車両確認標章・証明書記載事項変更届出書																						
申出者 住 所 氏 名																						
<u>番号標に表示されている番号</u>																						
<u>標 章 ・ 証 明 書 番 号</u>																						
<u>交 付 年 月 日</u>																						
<u>変 更 の 内 容</u>																						
<u>変 更 の 理 由</u>																						
<u>備 考</u>																						

頁	修正前	修正後												
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>様式 6</u></p> <table border="1" data-bbox="1323 296 1906 1018"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1323 296 1906 539"> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p>緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書</p> <p style="text-align: center;">申出者 住 所 氏 名</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 539 1659 619">番号標に表示されている番号</td> <td data-bbox="1659 539 1906 619"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 619 1659 699">標 章 ・ 証 明 書 番 号</td> <td data-bbox="1659 619 1906 699"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 699 1659 778">交 付 年 月 日</td> <td data-bbox="1659 699 1906 778"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 778 1659 938">再 交 付 申 出 の 理 由</td> <td data-bbox="1659 778 1906 938"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1323 938 1659 1018">備 考</td> <td data-bbox="1659 938 1906 1018"></td> </tr> </table>	<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p>緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書</p> <p style="text-align: center;">申出者 住 所 氏 名</p>		番号標に表示されている番号		標 章 ・ 証 明 書 番 号		交 付 年 月 日		再 交 付 申 出 の 理 由		備 考	
<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>知事・公安委員会 殿</p> <p>緊急通行車両確認標章・証明書再交付申出書</p> <p style="text-align: center;">申出者 住 所 氏 名</p>														
番号標に表示されている番号														
標 章 ・ 証 明 書 番 号														
交 付 年 月 日														
再 交 付 申 出 の 理 由														
備 考														
185	<p>第 7 章 避難の受入活動 (略)</p> <p>第 1 節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の開放 (略)</p>	<p>第 7 章 避難の受入活動 (略)</p> <p>第 1 節 避難場所の開放及び指定避難所の開設・運営 (略)</p> <p>1 指定緊急避難場所の開放 (略)</p>												



頁	修正前	修正後
187	<p>(2) 市町村は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 良好な生活環境の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p>	<p>(2) 市町村は、緊急避難場所を開放したときは、開放の状況を<u>総合防災情報システム等により</u>速やかに県(行政県税事務所を經由して危機管理課、行政県税事務所に連絡がつかない場合は、直接危機管理課)、警察署、地元消防機関等に連絡するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>6 良好な生活環境の確保</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村は、各指定避難所の適切な運営管理を行うものとする。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。また、市町村は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意するものとする。</u></p>

頁	修正前	修正後
194	<p><b>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ</b></p> <p>広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。</p> <p>このため、県、市町村においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるよう受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1 被災県からの情報収集及び連絡体制の整備</p> <p>県（総務部）は、広域避難者が多数想定される場合、被災県と密接に連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努める。</p> <p>この際、必要に応じて県から被災県災害対策本部へ連絡調整員を派遣するなどして連携強化を図る。</p> <p>（略）</p> <p>3 受入可能な避難施設情報の把握</p> <p><u>（追加）</u></p>	<p><b>第4節 県境を越えた広域避難者の受入れ</b></p> <p>広域的、大規模な災害が発生した場合には、近隣の都県等（以下「被災県」という。）から多数の避難者を県内に受け入れることが想定される。</p> <p>このため、県、市町村においては、県境を越えた広域避難者（以下「広域避難者」という。）の受入に迅速に対応できるよう<u>あらかじめ</u>受入体制を整備するとともに、被災県からの災害救助法等に基づく応援要請があった場合は、県内の被災状況等を勘案しつつ、要請内容に基づき、速やかに広域避難者の受入れを実施するものとする。</p> <p>（略）</p> <p>1 被災県からの情報収集及び連絡体制の整備</p> <p>県（総務部）は、広域避難者が多数想定される場合、被災県と密接に連携を取り、避難者数や避難者住所等の情報について積極的な情報収集に努め、<u>関係部局と情報の共有を行うものとする。</u></p> <p>この際、必要に応じて県から被災県災害対策本部へ連絡調整員を派遣するなどして連携強化を図る。</p> <p>（略）</p> <p>3 受入可能な避難施設情報の把握</p> <p><u>県は、大規模な災害の発生を覚知した時は、その規模等に応じて</u></p>

頁	修正前	修正後
196	<p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>12 県内病院・福祉施設等への受入れについて</p> <p>県（健康福祉部）は、被災県からの要請等に基づき、被災県の医療機関や福祉施設等からの<u>転院希望患者等</u>の受入調整を実施するものとする。また、個別の病院・施設間ネットワーク等による、被災県の病院・施設等からの<u>患者など</u>の受入れについては、その実態把握に努めるものとする。</p>	<p><u>被災県からの受入要請等に迅速に対応できるよう、支援の可能性を検討するものとする。</u></p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) 県（健康福祉課）は、必要に応じて、災害福祉支援ネットワーク等の活用により、要配慮者の広域的な受入れが可能な要配慮者利用施設の状況を把握する。</u></p> <p><u>(6) 県（食品・生活衛生課）は、必要に応じて、群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合と調整の上、広域避難者の受入れが可能な旅館やホテル等の民間宿泊施設の状況を把握する。</u></p> <p>(略)</p> <p>12 県内病院・福祉施設等への受入れについて</p> <p>県（健康福祉部）は、被災県からの要請等に基づき、被災県の医療機関や福祉施設等からの<u>広域避難者</u>の受入調整を実施するものとする。また、個別の病院・施設間ネットワーク等による、被災県の病院・施設等からの<u>広域避難者</u>の受入れについては、その実態把握に努めるものとする。</p>
200	<p><b>第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</b></p> <p>(略)</p> <p>6 燃料の供給</p>	<p><b>第8章 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1節 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給</b></p> <p>(略)</p> <p>6 燃料の供給</p>

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>(2) 県(産業政策課)は、重要施設の燃料確保が困難な場合、県の区域内の個々の要請案件について、「燃料<u>調達</u>シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対して緊急供給要請を行う。</p>	<p>(略)</p> <p>(2) 県(産業政策課)は、重要施設の燃料確保が困難な場合、県の区域内の個々の要請案件について、「<u>緊急要請対応システム</u>」又は「燃料<u>調整</u>シート」に必要事項を記入し、政府緊急対策本部又は<u>資源エネルギー庁</u>に対して緊急供給要請を行う。</p>
203	<p><b>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 防疫活動</b></p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の防疫活動</p> <p>(1) 市町村は、平常時から住民に対し、感染症対策の<u>指導</u>を行うとともに、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。</p>	<p><b>第9章 保健衛生、防疫、遺体の処置等に関する活動</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第2節 防疫活動</b></p> <p>(略)</p> <p>2 市町村の防疫活動</p> <p>(1) 市町村は、平常時から住民に対し、感染症対策<u>についての情報提供</u>を行うとともに、県(感染症・がん疾病対策課)の指示等を受けて次の防疫活動を実施する。</p>
206	<p><b>第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第3節 行方不明者の捜索及び遺体の処置</b></p> <p>(略)</p> <p><u>8 行方不明者・死者の氏名等の公表</u></p> <p><u>県(危機管理課)は、災害の態様、規模又は社会的影響等から見て、県民等に知らせる公益上の必要性があると判断したときは、行方不明者又は死者の氏名等を公表するものとする。</u></p> <p><u>なお、公表に当たっては、当該行方不明者又は死者の家族等の同意を得るとともに、当該行方不明者又は死者の本人、及びその家族等の権利利益を侵害することのないよう配慮するものとする。</u></p>

頁	修正前	修正後
	<p>〈関係資料〉資料編 14-2 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>〈関係資料〉資料編 14-2 (略)</p> <p><u>同 25-1 群馬県自然災害における被災者氏名等の公表に関するガイドライン</u></p>
214	<p><b>第 12 章 施設、設備の応急復旧活動</b> (略)</p> <p><b>第 3 節 電力施設の応急復旧</b> (略)</p> <p>6 広報活動 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第 12 章 施設、設備の応急復旧活動</b> (略)</p> <p><b>第 3 節 電力施設の応急復旧</b> (略)</p> <p>6 広報活動 (略)</p> <p><u>〈関係資料〉資料編 17-10 災害時における停電復旧及び停電の未然防止の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド㈱）</u></p>
216	<p><b>第 5 節 上下水道施設の応急復旧</b> (略)</p> <p>1 迅速な応急復旧の実施</p> <p>(1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠、下水終末処理施設等の水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><b>第 5 節 上下水道施設の応急復旧</b> (略)</p> <p>1 迅速な応急復旧の実施</p> <p>(1) 水道事業者及び下水道管理者は、被災した浄水設備、給水管、下水道管渠、下水終末処理施設等の<u>上下</u>水道施設について、速やかに応急復旧を行うものとする。</p> <p>(2) (略)</p>

頁	修正前	修正後
	<p>2 重要施設の優先復旧</p> <p>水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>4 水道関係機関相互間の応援</p> <p>水道事業者及び下水道管理者は、水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。</p>	<p>2 重要施設の優先復旧</p> <p>水道事業者及び下水道管理者は、<u>上下</u>水道施設の応急復旧に当たっては、次のような社会的優先度の高い箇所等を優先させるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>4 水道関係機関相互間の応援</p> <p>水道事業者及び下水道管理者は、<u>上下</u>水道施設の応急復旧の実施に当たり要員や資機材が不足する場合は、他の水道関係機関に応援を要請するものとする。</p>
217	<p><b>第6節 電気通信設備の応急復旧</b></p> <p>(略)</p> <p>5 広報活動</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第6節 電気通信設備の応急復旧</b></p> <p>(略)</p> <p>5 広報活動</p> <p>(略)</p> <p><u>〈関係資料〉資料編 17-11 災害時における相互協力に関する基本協定 (東日本電信電話株)</u></p>
219	<p><b>第13章 自発的支援の受入れ</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1節 ボランティアの受入れ</b></p>	<p><b>第13章 自発的支援の受入れ</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第1節 ボランティアの受入れ</b></p>

頁	修正前	修正後
	<p>(略)</p> <p>4 ボランティアの受入れ</p> <p>市町村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<b>把握</b>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの<b>生活</b>環境に配慮するものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>4 ボランティアの受入れ</p> <p>市町村災害ボランティアセンターは、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・ボランティア等との連携を図るとともに、<b>災害</b>中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、<b>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新</b>の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を<b>関係者と積極的に共有</b>するものとする。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、併せてボランティアの<b>活動</b>環境に配慮するものとする。</p>
229	<p><b>第15章 その他の災害応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 学校の災害応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 気象状況の把握</p> <p>小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。</p>	<p><b>第15章 その他の災害応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p><b>第3節 学校の災害応急対策</b></p> <p>(略)</p> <p>1 気象状況の把握</p> <p>小学校、中学校、<b>義務教育学校</b>、高等学校、<b>中等教育学校</b>及び特別支援学校の管理者(以下この節において「学校管理者」という。)は、台風その他の低気圧や前線の接近により天候の著しい悪化が予想されるときは、テレビ、ラジオ等による気象情報に注意を払い、気象状況の把握に努めるものとする。</p>

頁	修正前	修正後
242	<p><b>第3部 災害復旧・復興</b> (略)</p> <p><b>第2節 原状復旧</b> (略)</p> <p>2 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p>(3) 環境への配慮</p> <p>市町村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。</p> <p>なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省平成29年9月)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月)によるものとする。</p>	<p><b>第3部 災害復旧・復興</b> (略)</p> <p><b>第2節 原状復旧</b> (略)</p> <p>2 災害廃棄物の処理 (略)</p> <p>(3) 環境への配慮</p> <p>市町村は、損壊建物の解体、撤去等に当たっては、粉塵の発生防止に努めるとともに、アスベスト等有害物質の飛散等による環境汚染の未然防止や、住民及び作業者の健康管理に配慮するものとする。</p> <p>なお、アスベストについては、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」(環境省令和5年4月)及び「群馬県災害時アスベスト対策行動計画」(群馬県アスベスト対策関係課所 令和3年3月)によるものとする。</p>
245	<p><b>第4節 被災者等の生活再建の支援</b> (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><b>第4節 被災者等の生活再建の支援</b> (略)</p> <p><u>被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる必要がある。</u></p> <p><u>県及び市町村は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等に</u></p>



頁	修正前	修正後
	<p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成 (1) 市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。</p>	<p><u>より、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。</u></p> <p>1 罹災証明書の交付 (略)</p> <p>2 被災者台帳の作成 (1) 市町村は、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。<u>また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u></p>

火山災害対策編

頁	修正前	修正後
258	<p>第1部 災害予防 (略)</p> <p>第2章 火山災害に強い県土づくり (略)</p> <p>第1節 県内火山の現況 (略)</p> <p>2 常時観測火山の概況 (1) 浅間山の概況 (略)</p> <p>○小規模噴火(令和元年8月25日午後7時28分頃) 小規模な噴火が発生し、噴煙は火口縁上600mに達して東方向に流れた。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第1部 災害予防 (略)</p> <p>第2章 火山災害に強い県土づくり (略)</p> <p>第1節 県内火山の現況 (略)</p> <p>2 常時観測火山の概況 (1) 浅間山の概況 (略)</p> <p>○小規模噴火(令和元年8月25日午後7時28分頃) 小規模な噴火が発生し、噴煙は火口縁上600mに達して東方向に流れた。</p> <p><u>○噴火警報(火口周辺)発表(令和5年3月23日午後3時30分)</u></p> <p><u>噴火警戒レベルの引き上げ(1→2)</u></p> <p><u>気象庁は、山体の西側の膨張を示すと考えられる傾斜変動が認められ、また、山体浅部を震源とする火山性地震が増加、火山活動が高まっていると考えられ、火口周辺に影響を及ぼす小規模な噴火が発生する可能性があることから、噴火警戒レベルを1から2(火口周辺規制、概ね2km)に引き上げた。</u></p>
284	<p>第2部 災害応急対策 第1章 災害発生直前の対策</p>	<p>第2部 災害応急対策 第1章 災害発生直前の対策</p>

頁	修正前	修正後
285	<p>(略)</p> <p><b>第3節 避難誘導</b></p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関、県(総務部、<u>県土整備部</u>)、                  県警察、関係市町村、消防機関、自衛隊、自主防災組織、                  運送事業者</p> <p>4 被災者の運送の要請</p> <p>(1) 県(危機管理課、<u>交通政策課</u>)は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>(2) 県(危機管理課、<u>交通政策課</u>)は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに(1)の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p>	<p>(略)</p> <p><b>第3節 避難誘導</b></p> <p>指定行政機関、指定地方行政機関、県(総務部、<u>知事戦略部</u>)、                  県警察、関係市町村、消防機関、自衛隊、自主防災組織、                  運送事業者</p> <p>被災者の運送の要請</p> <p>(1) 県(危機管理課、<u>交通イノベーション推進課</u>)は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとする。</p> <p>(2) 県(危機管理課、<u>交通イノベーション推進課</u>)は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに(1)の要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示する。</p>

事故災害対策編

頁	修正前	修正後
302	<p><b>第1部 航空災害対策</b> (略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 災害情報の収集・連絡</b> (略)</p> <p>1 県における災害情報の収集・連絡 県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。</p> <p>(1) <b>交通政策</b>課は、国土交通省から受けた情報を庁内関係課に連絡する。 (略)</p> <p>(5) <b>交通政策</b>課は、把握した情報を必要に応じ国土交通省に連絡する。</p>	<p><b>第1部 航空災害対策</b> (略)</p> <p><b>第2章 災害応急対策</b></p> <p><b>第1節 災害情報の収集・連絡</b> (略)</p> <p>1 県における災害情報の収集・連絡 県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。</p> <p>(1) <b>都市計画</b>課は、国土交通省から受けた情報を庁内関係課に連絡する。 (略)</p> <p>(5) <b>都市計画</b>課は、把握した情報を必要に応じ国土交通省に連絡する。</p>
310	<p><b>第2部 鉄道災害対策</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b> (略)</p> <p><b>第3節 鉄道の安全な運行の確保</b> (略)</p> <p>5 計画運休への備え 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村へ</p>	<p><b>第2部 鉄道災害対策</b></p> <p><b>第1章 災害予防</b> (略)</p> <p><b>第3節 鉄道の安全な運行の確保</b> (略)</p> <p>5 計画運休への備え 鉄道事業者は、大型の台風が接近・上陸する場合など、気象状況により列車の運転に支障が生ずるおそれがあるときは、必要により計画的に列車の運転を休止するものとし、①利用者等への情報提供の内容・タイミング・方法、②振替輸送のあり方、③県・市町村へ</p>

事故災害対策編

頁	修正前	修正後
	<p>の情報提供の仕方 などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくとともに、県（<u>交通政策課</u>）及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。</p>	<p>の情報提供の仕方 などについて、情報提供タイムラインをあらかじめ作成しておくとともに、県（<u>交通イノベーション推進課</u>）及び関係する市町村との情報提供・連絡体制の確立に努めるものとする。</p>
316	<p><b>第2章 災害応急対策</b>  <b>第1節 災害情報の収集・連絡</b>            (略)</p> <p>1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡            鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県(交通政策課)、市町村、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。</p> <p>2 県における災害情報の収集・連絡            県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。            (1) <u>交通政策課</u>は、鉄道事業者及び国土交通省から受けた情報を庁内関係課に連絡する。            (略)            (5) <u>交通政策課</u>は、把握した情報を必要に応じ国土交通省に連絡する。</p>	<p><b>第2章 災害応急対策</b>  <b>第1節 災害情報の収集・連絡</b>            (略)</p> <p>1 鉄道事業者における災害情報の収集・連絡            鉄道事業者は、大規模な鉄道災害が発生したときは、速やかに事故の態様、被害の状況等に関する情報を収集し、国土交通省、県(交通政策課)、市町村、消防機関及び警察機関に連絡するものとする。また、被害状況の続報、応急対策の活動状況、対策本部設置状況等についても、逐次連絡するものとする。</p> <p>2 県における災害情報の収集・連絡            県は、次により災害情報の収集・連絡を行うものとする。            (1) <u>交通イノベーション推進課</u>は、鉄道事業者及び国土交通省から受けた情報を庁内関係課に連絡する。            (略)            (5) <u>交通イノベーション推進課</u>は、把握した情報を必要に応じ国土交通省に連絡する。</p>